なお効力を有する改正前昭和六十一年国共済経過措置政令第十六条の三第一項の表附則第一項の第二十一条第一項	共済法第九十三条第一項	改正後厚生年金保険法第七十八条の二第一項の規定により標準報酬	
なお効力を有する改正前昭和六十一年国共済経過措置政令第十六条の三第一項の表附則第一項の第二十一条第一項	共済法第九十三条の九第一項及び第二項の規定により標準報酬の月額及び標準期末手当等の額	改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬	
なお効力を有する改正前昭和六十一年国共済経過措置政令第十六条の六第一項	退職年金等の受給権者	退職年金等（退職年金、減額退職年金、通算退職年金又は障害年金をいう。以下同じ。）の受給権者	
なお効力を有する改正前昭和六十一年国共済経過措置政令第十六条の六第一項	前条第一項の規定により換算標準報酬の月額	改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項の規定により標準報酬月額（改正後厚生年金保険法第二十条第一項に規定する標準報酬月額をいう。以下同じ。）	
なお効力を有する改正前昭和六十一年国共済経過措置政令第十六条の六第一項	換算標準報酬改定請求	改正後厚生年金保険法第七十八条の二第二項に規定する標準報酬改定請求	
なお効力を有する改正前昭和六十一年国共済経過措置政令第十六条の六第一項	一第一号改定者（改正後厚生年金保険法第七十八条の二第一項に規定する第一号改定者をいう。以下同じ。）	一第一号改定者（改正後厚生年金保険法第七十八条の	
なお効力を有する改正前昭和六十一年国共済経過措置政令第十六条の六第一項	第一号換算標準報酬改定者の	第一号改定者の	
なお効力を有する改正前昭和六十一年国共済経過措置政令第十六条の六第一項	換算標準報酬の月額	標準報酬月額	
なお効力を有する改正前昭和六十一年国共済経過措置政令第十六条の六第一項	改定割合	改定割合（改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項第一号に規定する改定割合をいう。以下同じ。）	
なお効力を有する改正前昭和六十一年国共済経過措置政令第十六条の六第一項	分割対象期間	分割対象期間（対象期間（改正後厚生年金保険法第七十八条の二第一項に規定する対象期間をいう。）に係る組合員期間をいい、退職年金等の額の算定の基礎となる部分に限る。次号において同じ。）	
なお効力を有する改正前昭和六十一年国共済経過措置政令第十六条の六第一項	みなして	みなして平成二十七年経過措置政令第十九条第一項の規定により読み替えて適用する	
なお効力を有する改正前昭和六十一年国共済経過措置政令第十六条の六第一項	第二号換算標準報酬改定者	第二号改定者（改正後厚生年金保険法第七十八条の二第一項に規定する第二号改定者をいう。以下同じ。）	
なお効力を有する改正前昭和六十一年国共済経過措置政令第十六条の六第一項	換算標準報酬の月額	標準報酬月額	
なお効力を有する改正前昭和六十一年国共済経過措置政令第十六条の六第一項	みなして	みなして平成二十七年経過措置政令第十九条第一項の規定により読み替えて適用する	

なお効力を有する改正前昭和六十一年国共済経過措置政令第十六条の六第三項	第二号換算標準報酬改定者	改正後厚生年金保険法第七十六条の六第一項の規定により標準報酬月額				
	第一号換算標準報酬改定者が	第一項第二号				
	共済法第九十三条の九第一項第一号に規定する第一号換算標準報酬の改定者の前月額をみなして、同号	第六十六条の五第一項の規定により換算標準報酬の月額	改定後の額（平成二十七年経過措置政令第十五条第二項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十七年政令第三百四十四号）第二条の規定による改正前の	昭和六十一年経過措置令	なお効力を有する改正前昭和六十一年国共済経過措置政令第十六条の七	
なお効力を有する改正前昭和六十一年国共済経過措置政令第十六条の六第三項	共済法第九十三条の十三第二項及び第三項の規定により標準報酬及び標準期末手当等の額	改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項及び第三項の規定により標準報酬				
なお効力を有する改正前昭和六十一年国共済経過措置政令第十六条の九の表附則第十六条第一項の項	共済法第九十三条の十三第四項の規定により組合員期間であつたものとみなされた期間	改正後厚生年金保険法第七十八条の十五に規定する被扶養配偶者みなし被保険者期間（旧国共済施行日前期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間と平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項に規定する追加費用対象期間とを合算した期間をいう。）に係るものに限る。以下「被扶養配偶者みなし組合員期間」という。）				
なお効力を有する改正前昭和六十一年国共済経過措置政令第十六条の九の表附則第二十一条第一項の項	共済法第九十三条の十三第一項に規定する特定組合員	組合員又は組合員であつた者				
なお効力を有する改正前昭和六十一年国共済経過措置政令第十六条の九の表附則第二十九条第一項の項	共済法第九十三条の十三第四項の規定により組合員期間であつたものとみなされた期間	被扶養配偶者みなし組合員期間				